

# 「男女共同参画・より良いパートナーシップ出前授業」 実施について

滋賀県立男女共同参画センター

## 1 趣旨

男女の人権が互いに尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画する男女共同参画社会の実現に向けては、広く県民がその目指す方向等について学び、正しい理解と認識を深める必要があります。

特に、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因となっているアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に気づき、改善していくことが急務であり、そのためには学校での教育や子どもの頃からの意識啓発に取り組むことが重要です。

また、DVなどの男女間の暴力にかかる相談も増加している現状から、若い世代からお互いに尊重し合える男女の付き合い方を身につけることが大切です。

このような状況から、滋賀県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）では、学校で、男女共同参画や自分らしく生きることの大切さについて考えてもらう機会として出前授業を実施します。

なお、必要に応じて教職員向け研修としても活用いただけます。

## 2 実施形態

- (1) 小・中・高・大学生等の授業
- (2) 教職員の研修

## 3 講師

センター職員、またはセンター所長が講師として認めた者

## 4 内容（例）

- (1) 男女共同参画に係る内容
  - ・男女共同参画副読本を使った授業
  - ・男女共同参画電子紙芝居を使った授業
  - ・男らしさ、女らしさによる生きづらさ
  - ・男女共同参画についての隠れたカリキュラム
- (2) より良いパートナーシップに係る内容
  - ・デートDV
  - ・男女の性の話と境界線

## 5 経費

- (1) 講師に関する経費は必要ありません。
- (2) 会場費用、物品借用等その他開催に伴う経費が発生する場合は申込者の負担とします。

## 6 手続

- (1) 出前授業を希望する学校等は、まず電話もしくはメールにて連絡後、開催予定日の2週間前までに「出前授業申込書（別添様式1）」をセンターへご提出ください。
- (2) 申込者は、出前授業終了後2週間以内に出前授業報告書（別添様式2）をセンターへご提出ください。